

令和6年能登半島地震 広域避難者向け支援制度

◇避難者生活サポート窓口 【時間】 8時30分～17時15分（平日） 【問い合わせ】 電話 0761-58-2401

令和6年能登半島地震 能美市民または能美市内事業者向け支援制度一覧

【令和7年4月1日現在】（更新箇所を赤字で表示しています）

◇支援を受けるために罹災証明書・被災届出証明書(事業用資産の場合は被災証明書)が必要となる方は申請をお願いします。

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
1	罹災証明書→被災届出 証明書の交付 ※申請受付は終了しま した	—	災害により住家等に被害を受けた方	●	●	●	●	●	●	罹災証明書→被災届出証明書の申請受付→交付	税務債権課 ☎58-2206	申請受付：令和6 年11月29日で終了 長期の海外出張や 入院などそれに準 するやむを得ない 理由により期日ま でに申請できな かった方は、税務 債権課までご相談 ください
2	被災証明書の交付 (事業者向け) ※申請受付は終了しま した	—	災害及び火災により被害を受けた事業者	●	●	●	●	●	●	被災証明書の申請受付→交付 自然災害及び火災により被害を受けた事業者の被害の状況 について、被害を受けた事実を証明します。	商工課 ☎58-2254	申請受付：令和6 年11月29日で終了 やむを得ない理由 により期日までに 申請できなかった 方は、商工課まで ご相談ください

◇罹災証明等に基づく損壊の程度区分ごとの支援

①一部損壞

[illegible]

①一部損壊 の続き

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
12	国民健康保険 医療費 一部負担金（自己負 担）の免除	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年12月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
13	後期高齢者医療一部負 担金減免	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年12月末までの診療、調剤及び訪問看護の自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
14	介護サービス等に係る 利用者負担額の減免	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半壊、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和6年12月末までの介護サービス分の自己負担の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	
15	介護保険料の減免	要	次の①～④のいずれかに該当する場合 ① 居住する住宅について、全壊は全額免除、半壊・大規模半壊は2分の1免除、床上浸水は2分の1を超えない範囲で市が決定した額を免除 ② 主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者は全額免除 ③ 主たる生計維持者の行方が不明となった第一号被保険者は全額免除 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上である第一号被保険者について、前年の合計所得金額が210万円以下であるときは全額免除、同210万円を超えるとき10分の8免除	●	●	●	●	▲	▲	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されている令和5年度分及び令和6年度分の保険料の免除を行います。	保険年金課 ☎58-2236	申請期限： 令和7年3月31日まで
16	国民健康保険税の減免	要	次の①～⑤のいずれかに該当する場合 ① 居住する住宅について、全壊は全額免除、半壊・大規模半壊は2分の1免除、床上浸水は2分の1を超えない範囲で市が決定した額を免除 ② 主たる生計維持者が死亡し、若しくは障害者となり、又は重篤な傷病を負った世帯は全額免除 ③ 主たる生計維持者の行方が不明となった世帯は全額免除 ④ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、次の要件 i から iii までのすべてに該当する世帯は前年の所得額に応じて減額又は全額免除 【要件】 i 事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ii 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。 ⑤ 主たる生計維持者以外の被保険者の行方が不明となった世帯は、当該世帯の被保険者全員について算定した保険税と行方不明者以外の被保険者について算定した保険税の差額を減免	●	●	●	●	▲	▲	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されている令和5年度分及び令和6年度分の保険税の減免を行います。	保険年金課 ☎58-2236	申請期限： 令和7年3月31日まで
17	後期高齢者医療保険料 の減免	要	次の①～③のいずれかに該当する場合 ① 居住する住宅について、全壊は全額免除、半壊・大規模半壊・床上浸水は2分の1免除 ② 主たる生計維持者が死亡、行方不明、重篤な傷病を負った方は全額免除 ③ 主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入及び給与収入の減少が見込まれ、次の要件 i から iii までのすべてに該当する方は前年の所得額に応じて減額又は全額免除 【要件】 i 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。 ii 世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額が1,000万円以下であること。 iii 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。	●	●	●	●	▲	▲	令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に納期限が設定されている令和5年度分及び令和6年度分の保険料の減免を行います。	保険年金課 ☎58-2236	申請期限： 令和7年3月31日まで

①一部損壊 の続き

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
18	介護予防・日常生活支援総合事業利用者負担額の免除	要	次のいずれかに該当する場合 ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした場合 ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った場合 ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合 ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した場合 ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない場合	●	●	●	●	▲	▲	令和7年6月末までの介護予防・日常生活支援総合事業（現行相当サービス）分の自己負担の免除を行います。	いきいき共生課 ☎58-2233	
19	応急仮設住宅入居者に対する生活家電の給与	不要	市内の応急仮設住宅に入居しており、賃貸型応急住宅三者契約書又は入居者決通知を受けている方	●	●	●	●	●	●	対象家電：洗濯機、冷蔵庫、テレビ（アンテナを含む）、エアコン（入居する（した）戸に1台もエアコンが設置されていない場合に1台目限り対象となります。） 申請金額の上限：家電1点あたり6万円（消費税含む） 1戸当たり総額13万円（送料、設置料、消費税を含む） エアコンについては、1戸あたり10万円（送料、設置料、消費税を含む）	危機管理課 ☎58-2201	申込受付： 令和7年 9月30日まで

②準半壊

No.	支援制度名	罹災証明書 要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を 含みます。
				全 壊	大 規 模 半 壊	中 規 模 半 壊	半 壊	準 半 壊	一 部 損 壊			
○ No. 3～19の支援（対象）												
20	被災住宅の応急修理 （災害救助法）	要	災害により住宅が「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」または「準半壊」の被害を受け、かつ応急修理によって被害を受けた住宅での生活が可能となることが見込まれる方 ※経済的に自ら修理することができない方	●	●	●	●	●	当該住居での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当である箇所についての修理費用の支援 【限度額】 ※1世帯当たり 大規模半壊、中規模半壊、半壊 70万6,000円 準半壊 34万3,000円 ※修理期間が1か月を超え、6か月未満の方は応急仮設住宅の利用も可能です。	まち整備課 ☎58-2251	完了期限： 令和7年 12月31日まで	
21	保育所等保育料の減免	要	災害により被害を受けた方	●	●	●	●	▲	災害による住宅の全半壊など特別な理由によって支払いが困難な方に対して、減免を行います。	子育て支援課 ☎58-2232	申込受付： 令和6年 12月31日まで	

③半壊・中規模半壊・大規模半壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
○ No. 3～21の支援（対象）												
22	賃貸型応急住宅（みなし仮設） （災害救助法） ※入居申込は終了しました	要	災害に伴う住居の全壊等により、居住する住宅の確保が困難となり、自らの資力で住宅を得ることができない方 ※輪島市、珠洲市、穴水町、能登町から能美市に避難して来た方は、相談・申請を能美市で行うことができます。（契約は被災した時の市町で行うこととなります）	●	●	●	●			家賃 —2人以下の世帯 月額 6万円以下 —3～4人の世帯 月額 8万円以下 —5人以上の世帯 月額11万円以下 共益費・礼金・退去修繕負担金・鍵交換費・仲介手数料についてでも市が負担します。 ※応急修理制度を利用する場合は、応急修理の申し込みを先に行うこと	まち整備課 ☎58-2251	入居期間・ 入居時から2年以内 入居申込：令和7年1月31日で終了
23	障害福祉サービス利用料等の減免	要	災害により住宅に被害を受けた方	●	●	●	●			被災のため障害福祉サービス等に必要な利用者負担をすることが困難な方に対して、令和6年9月までの利用分について、利用者負担の減免を行います。	いきいき共生課 ☎58-2233	適用期間： 令和6年1月から令和6年9月サービス分まで
24	市税の減免	要	災害により被害を受けた方・事業所	●	●	●	●			個人市民税、固定資産税・都市計画税については、被害の程度によって、減免申請を行うことにより減免が受けられます。	税務債権課 ☎58-2206	
25	被災者生活再建支援事業	要	住家が半壊以上の世帯	●	●	▲	▲			①全壊等 基礎支援金100万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ②大規模半壊 基礎支援金50万円と 住宅再建方法に応じ、加算支援金50万円～200万円 ③中規模半壊・半壊 住宅再建方法に応じ、支援金25万円～100万円	福祉課 ☎58-2230	申込受付： 令和7年2月28日まで
26	被災家屋の公費解体（環境省）	要	罹災証明書により、被害の程度が半壊以上の家屋の所有者で解体を希望する方	●	●	●	●			被災家屋等の所有者の申請により、市が所有者に代わって被災家屋等を解体・撤去します。 ※詳細は決定次第、お知らせします。	生活環境課 ☎58-2217	

④全壊

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・ 問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
○ No. 3～26の支援（対象）												
27	国民年金保険料の納付免除	要	国民年金第1号被保険者で、住宅、家財その他の財産について、おおむね2分の1以上の損害を受けられた方	●	▲	▲	▲	▲	▲	（日本年金機構対応） 災害等で大きな被害を受けたことにより納付が困難な場合、申請をして承認されると保険料の全額が免除される制度（特例免除）があります。	保険年金課 ☎58-2236	令和5年11月分から令和8年6月分までの期間

◇事業用資産に被害を受けた方の支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
28	中小企業経営支援融資 (事業者向け支援)	不要	市内に本社を有する中小企業又は市内に代表者が住所を有する個人事業者で同一事業を引き続き1年以上経営している方							限度額1,000万円、年利1.5%～1.0%以内、融資期間7年以内の融資制度です。資金使途は運転資金または設備資金（能美市外への設備投資は対象外）になります。融資申込先は市内に支店のある金融機関です。	商工課 ☎58-2254	
29	事業継続力強化認定企業支援事業補助金 (事業者向け支援)	不要	経産省の認定を受けた事業継続力強化計画にかかる設備投資などを行う事業者							自然災害や感染症等に備えた事業継続力強化計画を策定し、経済産業大臣より認定を受けた中小企業者に対して、認定を受けた計画の中で必要となる設備投資などの経費を一部補助します。補助率2/3、上限50万円	商工課 ☎58-2254	
30	事業系一般廃棄物のごみ処理手数料の免除	不要	災害により被害を受けた事業者 (原則、被災証明書の写しの提出が必要)							被害があった事業者に対して、平時は事業用搬入券（500円）で受け入れしている事業系一般廃棄物について、美化センターへのごみ処理手数料を免除します。	生活環境課 ☎58-2217	
31	危険物施設の手数料の減免	不要	地震被害を受けた危険物施設の設置者							地震被害を受けた危険物施設について、消防法（昭和23年法律第186号）第11条の規定により危険物施設の設置・変更許可を求める場合の手数料に対して減免措置を講じます。	消防本部予防課 ☎58-7119	

◇土砂災害等により被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
32	災害崩落土砂助成 (市)	不要	災害崩落のあった箇所の土地所有者又は被災者							(1)がけ崩れにより建物等に被害を受けた場合の災害崩落土砂の搬出を行うもので、土量1立方メートル以上、かつ、がけの高さが2メートル以上の土砂処理を行う事業 (2) 前号の事業を実施した後に、がけ崩れの再発を防止するために行う対策工事 ※助成額は、予算の範囲内において災害崩落土砂等に要する費用の2分の1以内で、1件25万円を超えない額	土木課 ☎58-2250	
33	危険木伐採に係る工事費等補助金（市）	不要	危険木が存する土地を所有し、占有し、若しくは管理する者又はこれらの者から伐採の同意を得た方							土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域かつ、急傾斜地の崩壊に指定された土地において、危険木がある土地又は公共施設等に危険を及ぼすおそれのある場合 (交付額) 補助対象経費の2分の1以内の額 (限度額) 危険木の存する土地一筆当たり20万円 土地一筆に存する危険木が、複数存在し広範囲にわたり住宅、公共施設等に被害を与えるおそれのある場合は、限度額にその住宅、公共施設等の数を乗じて得た額	土木課 ☎58-2250	

◇宅地の被害を受けた方への支援

No.	支援制度名	罹災証明書要否	対象者	●該当、▲状況によって該当						内容	受付窓口・問い合わせ先	期限等 ※空欄は未定を含みます。
				全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊			
34	被災宅地等復旧事業補助金（市）	不要	地震発生時に住宅の用に供されていた土地（社宅や寮は除く）で宅地被害を受けた土地所有者等							対象工事は(1) のり面の復旧工事 (2) 擁壁の復旧工事 (3) 地盤の復旧工事 (4) 地盤改良工事 (5) 住宅基礎の傾斜修復工事 上記、対象工事費から50万円を控除した額に5/6を乗じた額（千円未満は切り捨て）を補助します。	まち整備課 ☎58-2251	